

9. 休職者のあつかい

(1) 復職時給料月額調整

休職期間等換算表

事 由	換 算 率
公務上の負傷又は疾病による休職及び休暇	3 / 3 以下
通勤による負傷又は疾病による休職及び休暇	3 / 3 以下
専従許可の有効期間	2 / 3 以下
私傷病による休職及び休暇並びに結核疾患による休職及び休暇	1 / 2 以下
刑事事件に関し、起訴された場合の休職（但し、無罪判決）	3 / 3 以下
育児休業期間	2 / 2 (2007.8.1~ それ以前は1/2)

復職時上記の換算割合で調整し、3年経過後、残りを調整する。したがって復職3年経過後には完全に10割調整される。2007年7月31日以前の育児休業期間についても、全て勤務していたものとみなして復職時に給料を調整

(2) 休暇・休職者の給与

休 暇 休職事由		休 暇 (勤務時間及び休暇条例8条・9条)		休 職 (給与条例24条)	
		期 間	支給される給与	期 間	支給される給与
1	公務上による	3年以内	給 与 の 全 額	休 職 期 間 中 給 与 の 全 額	
2	結核性疾患 に よ る	90日以内	給 与 の 全 額	3年以内	2 年 給料・扶養・地域・ 住居・期末手当の 80/100
					3 年 目 無 給
3	そ の 他 の 私 傷 病 に よ る	最小限必要と 認める期間 (最大90日) (精神疾患は 180日)	給 与 の 全 額	3 年 以 内	1 年 給料・扶養・地域・ 住居・期末手当の 80/100
					90日超
4	刑 事 事 件 に よ る			係 争 中	給料・扶養・地域・住居 手当の60/100以内
5	上 記 各 号 以 外			休 職 期 間 中	給料・扶養・地域 ・住居・期末手当 の70/100以内

- (注) 1. 表中「給与の全額」とあるものは、通勤手当や特殊勤務手当のような勤務の実績がなければ支給されないものは含まれない。
2. 「無給」になった場合は共済組合より「傷病手当金」又は「傷病手当金附加金」が支給される。
3. 停職中は上記のいずれも支給されない。

(3) 定期昇給の抑制

定期昇給は期日は1月1日、1年に4号昇級しますが、以下の場合には基本的な昇級号数4号が抑制されます。

	抑制号数	昇級号数
戒 告	1号	3号
減 給	2号	2号
停 職	4号	0号
病気休暇日が週休日を含んで60日を超える場合 ※180日を超えると昇級0号	1号	3号